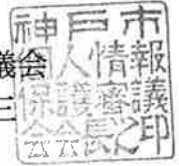




答申第457号
平成26年10月20日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成26年10月20日付神保障障第3231号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特別児童扶養手当システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 特別児童扶養手当の受給認定事務が兵庫県から本市へ移管されることに伴い、現在の受給者等に関する情報を同県から収集することは、新たに導入するシステムで、より効率的で正確な事務の実施が可能となり、公益に資するものと認められるので妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等適正な維持管理を行わなければならない。

特別児童扶養手当システムの導入について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

※ 神戸市個人情報保護条例第7条第3項に係る個人情報については、◎で表示。

【システム導入に際して兵庫県から収集する情報】

1. 受給者に関する情報

・基本情報

証書記号, 証書番号, 受給者状態コード, 氏名 (漢字, カナ, アルファベット), 性別, 生年月日, 配偶者有無, 外国人区分, 在留終了年月日, 住所情報 (住所コード, 郵便番号, 丁目番地, 団地等), 電話番号, 連絡先名, 連絡先住所情報 (住所コード, 郵便番号, 丁目番地, 団地等), 連絡先電話番号

・支給管理情報

支払方法, 支払金融機関情報 (金融機関コード, 金融機関支店コード, 預金種別, 口座番号, 口座名義人)

・事務処理情報

認定・請求年月日, 支給開始年月, 支給区分, 転入年月日, 転入元都道府県コード, 転出年月日, 転出先都道府県コード, 資格喪失事由, 資格喪失年月日, 支給停止事由, 支給停止年月日, 支給差止事由, 支給差止年月日, 被災適用開始年月

・支給内容

手当対象年月, 支払年月日, 手当対象期, 支払方法, 支払予定金額, 支払実績金額, 調整金額, 支給区分, 不支給開始年月, 不支給終了年月

2. 児童に関する情報

・氏名 (漢字, カナ, アルファベット), 性別, 生年月日, 続柄, 同居別居区分, 外国人区分, 在留終了年月日, ◎障害種別, ◎障害名, ◎障害等級, ◎障害認定終了年月, ◎再診有無, ◎年金情報 (種類, 記号, 番号, 等級), ◎手帳情報 (種類, 記号, 番号, 等級), 父氏名, 母氏名, 該当年月日, 適用開始年月, 非該当情報 (非該当事由, 非該当年月日, 非該当予定事由, 非該当予定年月日), 適用終了年月

3. 所得に関する情報

・所得年度, 所得状況届提出有無, 支給停止事由, 請求者所得証明有無, 請求者扶養人数, 請求者所得額, 請求者所得控除額, 配偶者氏名, 配偶者所得証明有無, 配偶者扶養人数, 配偶者所得額, 配偶者所得控除額, 扶養義務者氏名, 扶養義務者続柄名, 扶養義務者所得証明有無, 扶養義務者扶養人数, 扶養義務者所得額, 扶養義務者所得控除額, ◎生活保護有無, 災害有無



答申第458号
平成26年10月20日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成26年10月20日付け神保障障第3231号-2により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特別児童扶養手当システムの導入について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 兵庫県から移管を受ける特別児童扶養手当の認定事務等の実施に際して、システムを導入して電子計算機処理することは、当該事務を正確、効率的に行ううえで不可欠であると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

特別児童扶養手当システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの

1. 受給者に関する情報

・基本情報

証書記号, 証書番号, 受給者状態コード, 氏名 (漢字, カナ, アルファベット), 性別, 生年月日, 配偶者有無, 外国人区分, 在留終了年月日, 住所情報 (住所コード, 区コード (※), 郵便番号, 丁目番地, 団地等), 電話番号, 連絡先名, 連絡先住所情報 (住所コード, 区コード (※), 郵便番号, 丁目番地, 団地等), 連絡先電話番号

・支給管理情報

支払方法, 支払金融機関情報 (金融機関コード, 金融機関支店コード, 預金種別, 口座番号, 口座名義人)

・事務処理情報

認定・請求年月日, 支給開始年月, 支給区分, 転入年月日, 転入元都道府県市区コード (※), 転出年月日, 転出先都道府県市区コード (※), 資格喪失事由, 資格喪失年月日, 支給停止事由, 支給停止年月日, 支給差止事由, 支給差止年月日, 被災適用開始年月

・変更履歴 (事務移管後)

旧受給者氏名 (漢字, カナ, アルファベット), 旧住所情報 (住所コード, 区コード (※), 郵便番号, 丁目番地, 団地等), 旧電話番号, 旧支払方法, 旧支払金融機関情報 (金融機関コード, 金融機関支店コード, 預金種別, 口座番号, 口座名義人)

・支給内容

手当対象年月, 支払年月日, 手当対象期, 支払方法, 支払予定金額, 支払実績金額, 調整金額, 支給区分, 不支給開始年月, 不支給終了年月

2. 児童に関する情報

・氏名 (漢字, カナ, アルファベット), 性別, 生年月日, 続柄, 同居別居区分, 外国人区分, 在留終了年月日, ◎障害種別, ◎障害名, ◎障害等級, ◎障害認定終了年月, ◎再診有無, ◎年金情報 (種類, 記号, 番号, 等級), ◎手帳情報 (種類, 記号, 番号, 等級), 父氏名, 母氏名, 該当年月日, 適用開始年月, 非該当情報 (非該当事由, 非該当年月日, 非該当予定事由, 非該当予定年月日), 適用終了年月

3. 所得に関する情報

・所得年度, 所得状況届提出有無, 支給停止事由, 請求者所得証明有無, 請求者扶養人数, 請求者所得額, 請求者所得控除額, 配偶者氏名, 配偶者所得証明有無, 配偶者扶養人数, 配偶者所得額, 配偶者所得控除額, 扶養義務者氏名, 扶養義務者続柄名, 扶養義務者所得証明有無, 扶養義務者扶養人数, 扶養義務者所得額, 扶養義務者所得控除額, ◎生活保護有無, 災害有無

※…市としての追加機能